

新制度の庁内周知及び制度活用意向等に係る庁内照会について

1 概要

(1) 制度周知

新制度について、要点をまとめた資料及び国から提供された各種資料を基に、庁内への周知を行いました（電子掲示板による掲示及び質疑対応）。

(2) 意向調査

庁内各課（計 125 課）に対し、制度の認知や、制度改正後の制度の活用等について、意向調査を行いました。設問及び集計結果は次項で説明します。

2 周知及び調査への反応

(1) 制度周知及びそれに伴う懸念意見等について

今回の制度周知により認知した所属が多く、全体的に制度改正の認知度の低さが見られました。そのため、反応として各事務における個人情報保護に関する懸念点の指摘は多くなく、新制度に関する疑問点を尋ねられることが多い傾向でした。

その中でも、懸念点として多かった事項は、次のような点が挙げられます。

・指定管理協定や契約について

来年度に跨り協定や契約が継続する場合に、個人情報保護に関する根拠が変わることによる事務的対応に心配があるというものでした。このことについては、当課で整理を行い、適切な移行がなされるよう案内予定です。

・目的外利用の判断の拠り所について

審議会への個別諮問がなくなることにより、各所属で取り扱いの判断を行うことになるのであれば、その基準はどうなるのかという質問がありました。このことについては、当課において過去の諮問等を整理した基準を設けるなどの対応を行っていく予定です（別紙運用体系に関する資料参照）。

(2) 意向調査の結果について

制度の認知が高くないこともあり、仮名加工情報や行政機関等匿名加工情報の活用意向は僅かな希望数にとどまりました。具体事例としては、概して次の分野での活用が挙げられていました。

- ・ヘルスケア分野
- ・景況分析分野

一方、庁内横断的な情報活用では全体の15%ほどの所属で希望があり、具体事例としては、概して次の事項が挙げられていました。

- ・福祉分野の連携
- ・教育分野
- ・児童保護分野の連携
- ・空き家問題対応
- ・生活支援
- ・水道局内の連携
- ・ヘルスケア分野
- ・ワクチン対応

また、消防予防業務では、立入りのための庁内での個人情報提供依頼が拒否されることがあり、支障があるとの意見が挙げられていました。

なお、横断的な活用において希望される情報として、税情報を希望する事例が多くありましたが、税情報は地方税法による独自の守秘義務の関係もあることから、個人情報保護制度改正と守秘義務の関係を慎重に整理する必要があります。

意向調査の設問及び集計結果は以下のとおりです。

①令和5年4月の個人情報保護制度の変更について、当課からの周知以前は意識されていなかったか？

「はい」 ⇒ 15 課 (12%) 「いいえ」 ⇒ 110 課 (88%)

②仮名加工情報について、活用意向はありますか？

「はい」 ⇒ 6 課 (4.8%) 「いいえ」 ⇒ 119 課 (95.2%)

③行政機関等匿名加工情報の提案募集について、活用意向はありますか？

「はい」 ⇒ 1 課 (0.8%) 「いいえ」 ⇒ 124 課 (99.2%)

④個人関連情報について、取扱い予定はありますか？

「はい」 ⇒ 0 課 (0%) 「いいえ」 ⇒ 124 課 (99.2%)

「既に活用している」 ⇒ 1 課 (0.8%)

⑤外国にある第三者に個人情報を提供することがありますか？

「該当課なし」 (0%)

⑥本人数が1,000人を超える個人情報ファイルの取扱いはありますか？

「はい」 ⇒ 47 課 (37.6%) 「いいえ」 ⇒ 78 課 (62.4%)

※一部精査中です。

⑦収集時の目的や所管を超えて、部課局横断的に個人情報を活用したい事例はありますか？

「はい」 ⇒ 20 課 (16.0%) 「いいえ」 ⇒ 105 課 (84%)